

丁

大	中	小	細	保存	年
---	---	---	---	----	---

り ん 議	市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係	期(第 条 号)	起票	年	月	日
								部(第 条 項)	決裁	年	月	日

記入例 ①

許可してよろしいか

公印使用承認

①申請日

令和 1 年 10 月 1 日

みなと交流センター使用許可申請書

(宛先)
今治市長

②請求書・領収書に明記される住所・氏名

〒794-0026

申請者 住所 今治市片原町1丁目100-3

氏名 今治 太郎

電話 0898-36-1545

下記のとおり申請します

③使用日時・内容

1	使用年月日	令和 1 年 10 月 10 日 (木)													
2	時間	8 時 30 分 ~ 13 時 0 分													
3	内容	パン教室								④冷暖房・営利目的の有無				予定人数 (20) 人	
4	冷暖房	有		無		(所定料金の6割増)					1,370		円		
5	営利目的	有		無		(所定料金の8割増)					1,830		円		

⑤使用時間を囲む

みなとホール		キッチンスタジオ				会議室・セミナールーム1		
使用区分	使用料	使用区分	使用料	単価	時間	使用料		
8時30分~12時00分	5,780円	8時30分~13時00分	2,290円	1時間180円			円	
12時00分~17時00分	8,250円	13時00分~18時00分	2,800円	8時30分~22時00分		2,060円		
17時00分~22時00分	11,000円	18時00分~22時00分	2,440円	会議室・セミナールーム2				
8時30分~17時00分	14,030円	8時30分~18時00分	4,840円	単価	時間	使用料		
12時00分~22時00分	20,170円	13時00分~22時00分	5,040円	1時間140円			円	
8時30分~22時00分	24,750円	8時30分~22時00分	6,880円	⑥料金合計				円

※10円未満切捨

使用料金合計

5,490

円

今治市指令農港 第 号

上記について下記の条件をつけて許可します。

1. 使用料を指定納期までに納入しないときは、使用許可を取り消すことがあります。
2. 許可の目的外に使用し、または、その権利を譲渡してはならない。
3. 使用者は使用後ただちに現状に回復しなければならない。
4. 天災等を除き、既納の使用料は返還できません。

令和 年 月 日

今治市長 菅 良 二

(注) この申請書は2部提出してください。

丁

大	中	小	細	保存	年
---	---	---	---	----	---

り ん 議	市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係	期(第 条 号)	起票	年	月	日
								部(第 条 項)	決裁	年	月	日

記入例 ②

許可してよろしいか

公印使用承認

①申請日

令和 1 年 10 月 1 日

みなと交流センター使用許可申請書

(宛先)
今治市長

②請求書・領収書に明記される住所・氏名

〒794-0026

申請者 住所 今治市片原町1丁目100-3

氏名 今治 太郎

電話 0898-36-1545

下記のとおり申請します

③使用日時・内容

1	使用年月日	令和 1 年 10 月 10 日 (木)		
2	時間	10 時 0 分 ~ 13 時 0 分		
3	内容	勉強会	④冷暖房・営利目的の有無	予定人数 (20) 人
4	冷暖房	有 : 無	(所定料金の6割増)	570 円
5	営利目的	有 : 無	(所定料金の8割増)	0 円

みなとホール		キッチンスタジオ		会議室・セミナールーム 1		
使用区分	使用料	使用区分	使用料	単価	時間	使用料
8時30分~12時00分	5,780円	8時30分~13時00分	2,290円	1時間180円	3	540円
12時00分~17時00分	8,250円	13時00分~18時00分	2,800円	8時30分~22時00分		2,060円
17時00分~22時00分	11,000円	18時00分~22時00分	2,440円	会議室・セミナールーム 2		
8時30分~17時00分	14,030円	8時30分~18時00分	4,840円	単価	時間	使用料
12時00分~22時00分	20,170円	13時00分~22時00分	5,040円	1時間140円	3	420円
8時30分~22時00分	24,750円	8時30分~22時00分	1,650円	⑥料金合計		

⑥料金合計

※10円未満切捨

使用料金合計

1,530 円

今治市指令農港 第 号

上記について下記の条件をつけて許可します。

1. 使用料を指定納期までに納入しないときは、使用許可を取り消すことがあります。
2. 許可の目的外に使用し、または、その権利を譲渡してはならない。
3. 使用者は使用後ただちに現状に回復しなければならない。
4. 天災等を除き、既納の使用料は返還できません。

令和 年 月 日

今治市長 菅 良 二

(注) この申請書は2部提出してください。